

第2号議案 一般廃棄物処理施設の敷地の位置の都市計画上の支障の有無

平成30年1月17日

株式会社平成開発の会社概要

名 称 :	株式会社 平成開発	事業概要 :	[一般廃棄物関連業務] 各企業、事業所及び市町村などより排出、集荷された専ら物、一般廃棄物の収集運搬、中間処理
住 所 :	(本 社) 佐賀県小城市小城町池上1361番地 (多久営業所) 佐賀県多久市南多久町大字長尾1768-6 (リサイクルセンター)	従業員数 :	5 名
			[産業廃棄物関連業務] 各企業、事業所、工場、工事現場等から排出、集荷された専ら物、産業廃棄物の収集運搬及び処分
			[リサイクル業務] 非鉄金属類、金属類、古紙類、ペットボトル・プラスチック類等の原料や燃料等としてリサイクル

株式会社平成開発のこれまでの会社の変遷

年 代	内 容
平成4年5月	・有限会社 平成開発 設立。
平成5年7月	・産業廃棄物処分業 最終処分場（安定型）を開始。
平成5年11月	・古物商許可登録。
平成8年12月	・産業廃棄物処分業 中間処理 破碎リサイクル1事業を開始。 
平成10年10月	・産業廃棄物処分業 最終処分場（安定型）拡張許可。 
平成17年3月	・産業廃棄物処分業 中間処理 破碎リサイクル2事業を開始。  
平成18年8月	・株式会社 平成開発へ組織変更。
平成19年7月	・産業廃棄物処分業 中間処理 ①圧縮・梱包、②圧縮、③選別のリサイクル事業を開始。  

事業地航空写真

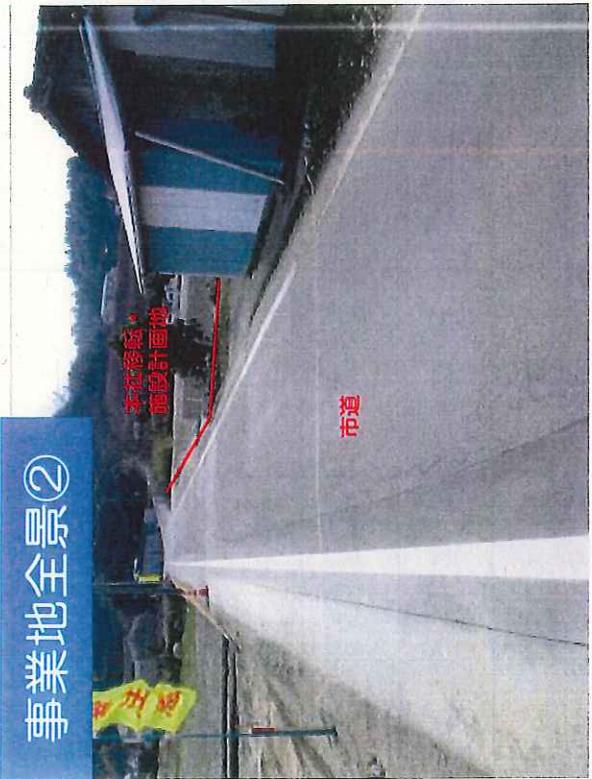


計画地（既存資材置場）の状況写真

事業地全景①



事業地全景②



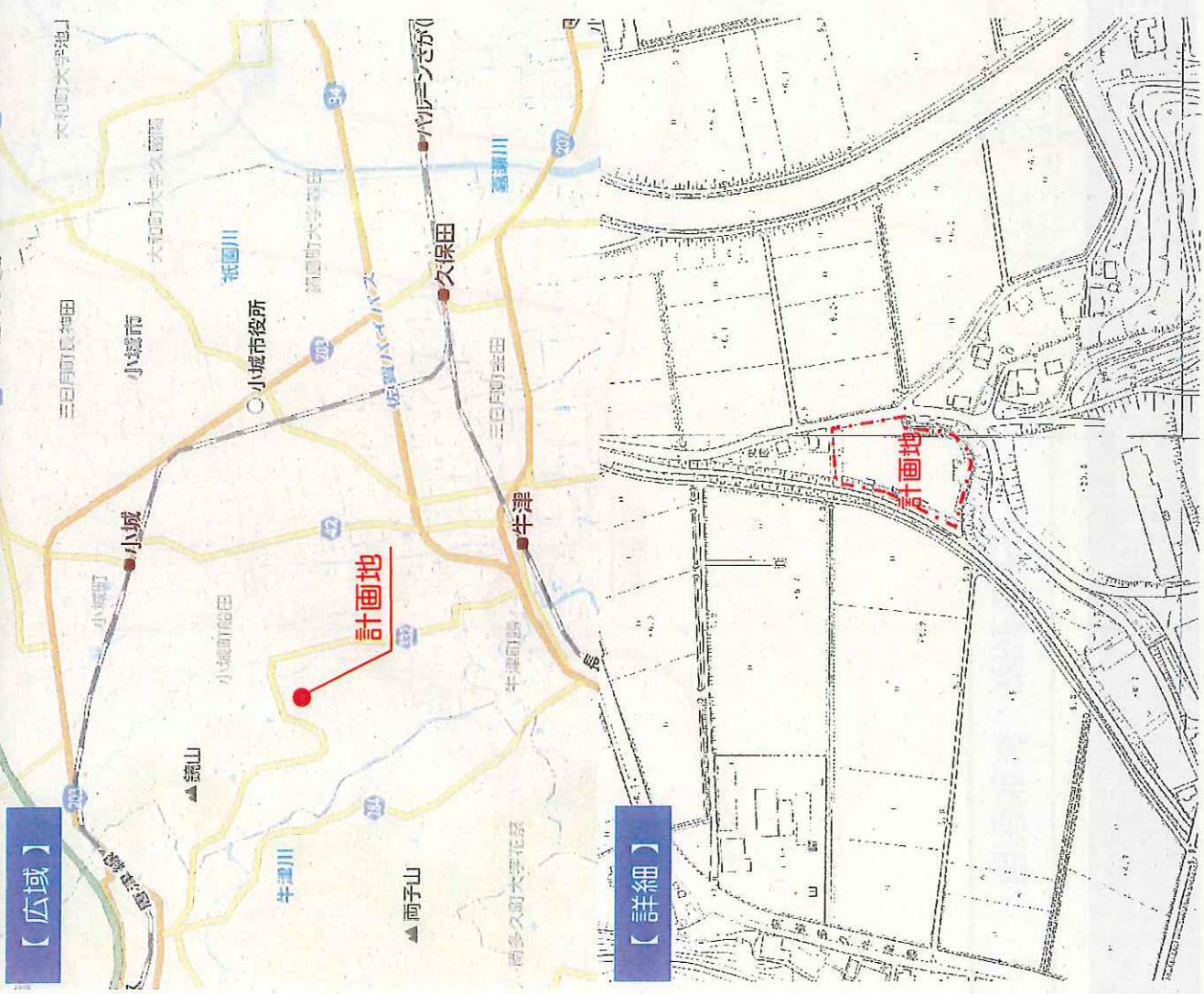
事業地内部



現在の関係法令等への対応状況

関係法令	内 容	新規	新規
都市計画法	都市計画区域内（非線引都市計画）	—	—
建築基準法	建築基準法第51条ただし書き	○	申請中
	建築確認申請	△	手続き予定
国土利用法	3000m ² 以上の土地取引に届出が必要	—	手続き不要
道路法	道路占用、施工承認	—	手続き予定
消防法	指定可燃物等の保管に関する規制	△	手続き予定
大気汚染防止法	敷地境界上における粉じんの規制	△	特定施設届出予定
水質汚濁防止法	施設から公共用水路への放流水の規制	—	規制対象外
騒音規制法	敷地境界上における騒音の規制	△	特定施設届出予定
振動規制法	敷地境界上における振動の規制	△	特定施設届出予定
悪臭防止法	事業場からの悪臭の規制	—	—
廃棄物処理法	一般廃棄物処理施設設置許可、処分業許可 産業廃棄物 も旨	○ △	一般廃棄物処理施設設置許可申請中 その他の手手続き予定

一般廃棄物処理施設の位置等（計画事業）



佐賀県小城市小城町字山崎
2386番、2387番1

位 置

敷 地 面 積

3,762.01 m²

建 築 面 積

1,531.20 m²

建 築 物

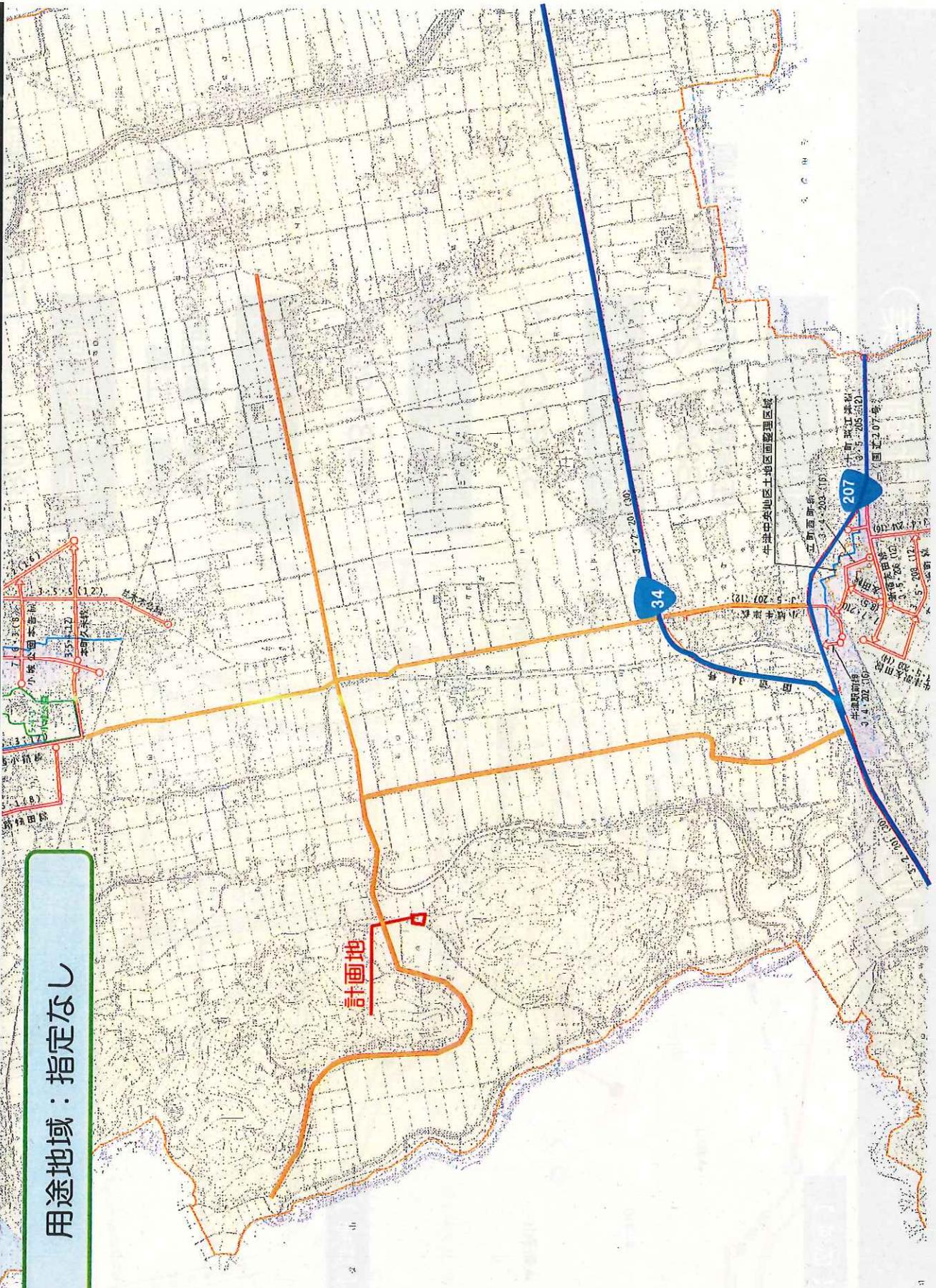
新築事務所 1 棟
新築工場 2 棟

営 業 時 間

8:00 ~ 17:00 (予定)

計画地周辺の都市計画総括図

用途地域：指定なし



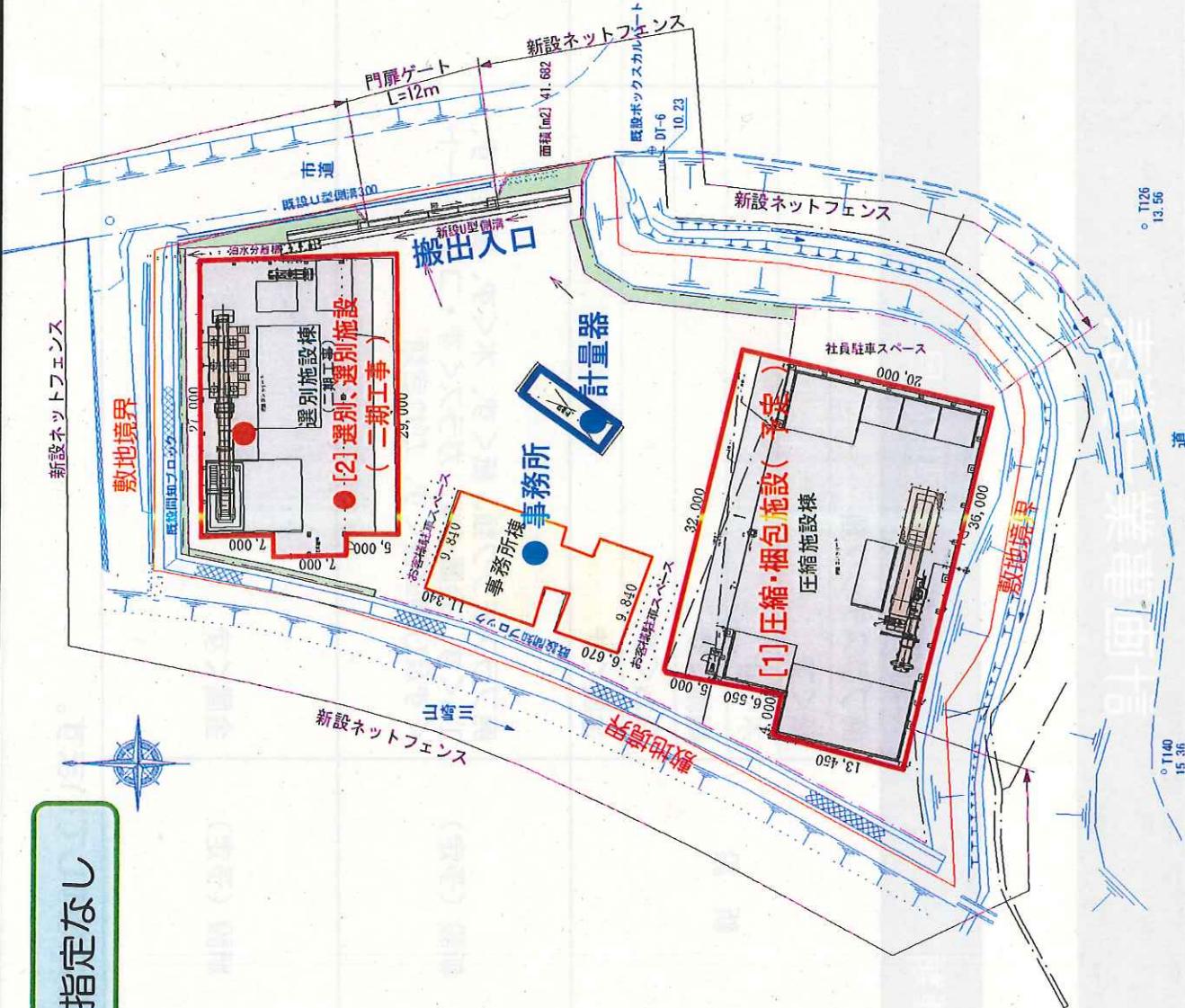
計画事業一覧表

施設の種類		処理品目		処理能力
1 圧縮・梱包施設 新設	廃プラスチック類			438.4t/日 (8h)
	紙くず			420.0t/日 (8h)
	木くず			350.4t/日 (8h)
	繊維くず			84.8t/日 (8h)
	ゴムくず			331.2t/日 (8h)
	金属くず			559.2t/日 (8h)
2 選別施設 (二期工事)	新設 (予定)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コングリート くず及び陶磁器くず、がれき類		144m ³ /日 (8時間)
3 圧縮施設 (二期工事)	新設 (予定)	金属くず		120t/日 (8h)

※施設の記号は配置図に対応しています。

本計画における事業概要（配置図）

用途地域：用途指定なし



本計画における事業概要（処理フロー）

排出元

【主に小城市・佐賀市地域】
(産業廃棄物・専ら物・有価物)
建設業、各事業所、介護施設、各店舗など

(一般廃棄物・専ら物・有価物)
一般家庭、一般事業所、行政委託業務、各事業所、各店舗など

※災害時の地域からの災害廃棄物の受け入れも考慮。



小城営業所リサイクルセンター

選別・圧縮施設
(新設)

選別施設、圧縮施設
(新設)
(二期工事)



回収・収集運搬

資源物、リサイクル可能物 など

リサイクル不適物 など

リサイクル促進

減量化

自社処理

焼却・埋立処分

減量化

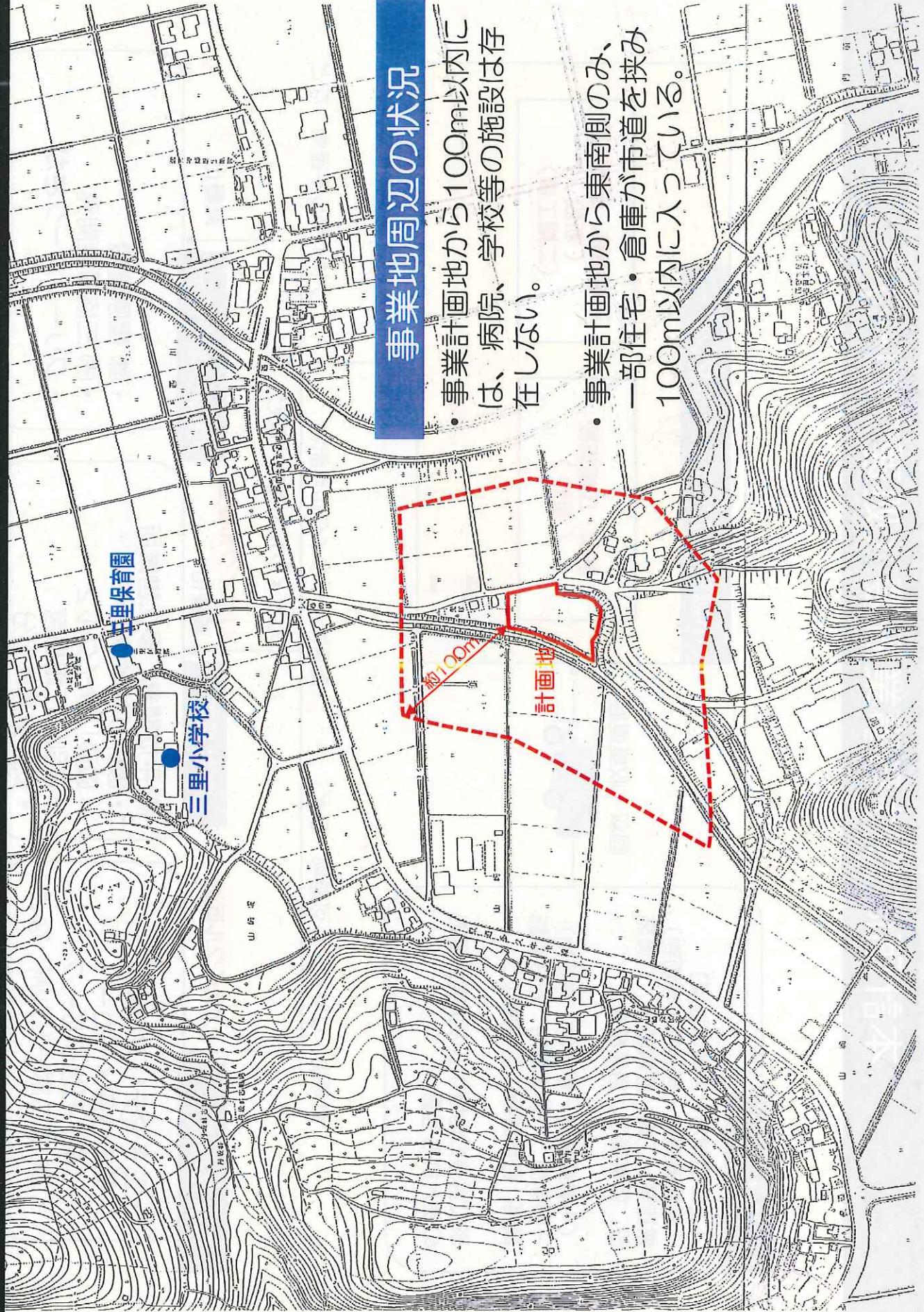
有償売却 など

- ・王子マテリアル(株)
- ・その他各メーカー
- ・(業)石坂グループ
- ・(株)工コポート九州 など

- ・平成開発 多久営業所
- ・破碎リサイクル1
- ・破碎リサイクル2
- ・選別、圧縮梱包
- ・安定型最終処分

- ・(株)篠原建設
- ・(株)三協環境開発
- ・クリーンパークさが

事業地周辺の状況（病院、学校等）



環境影響調査の概要

環境影響調査項目の選定理由

項目	対象となる影響要因	調査の有無	選定理由
大気質	施設の稼動による影響	○	施設の稼動に伴う粉じんの影響を把握するため、選定項目とした。
	廃棄物運搬車両の走行による影響	×	本事業による廃棄物運搬車両の台数は、廃棄物運搬車両台数計算より最大80台／日である。これは、搬出入に使用する県道多久牛津線の交通量の約0.66%となり、日変動の範囲内と見えられるため本事業による影響はほとんどない。したがって、本事業による廃棄物運搬車両の走行の影響は選定しない。
	施設の稼動による影響	○	施設の稼動に伴う騒音の影響を把握するため、選定項目とした。
騒音	廃棄物運搬車両の走行による影響	×	本事業による廃棄物運搬車両の台数は、廃棄物運搬車両台数計算より最大80台／日である。これは、搬出入に使用する県道多久牛津線の交通量の約0.66%となり、日変動の範囲内と見えられるため本事業による影響はほとんどない。したがって、本事業による廃棄物運搬車両の走行の影響は選定しない。
	施設の稼動による影響	○	施設の稼動に伴う振動の影響を把握するため、選定項目とした。
	廃棄物運搬車両の走行による影響	×	本事業による廃棄物運搬車両の台数は、廃棄物運搬車両台数計算より最大80台／日である。これは、搬出入に使用する県道多久牛津線の交通量の約0.66%となり、日変動の範囲内と見えられるため本事業による影響はほとんどない。したがって、本事業による廃棄物運搬車両の走行の影響は選定しない。
振動	施設からの悪臭の漏洩による影響	×	取り扱う廃棄物に悪臭を発生するものはないため、選定項目から除外した。
	施設排水の排出による影響	×	計画施設からの排水はないため、選定項目から除外した。
水質		×	

調査概要

- 今回の調査は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき実施した。
- 今回の事業計画による周辺環境への影響を考慮し、調査が必要と判断された項目について、現況調査を実施した。
- 現況調査結果を元に、各項目の予測を実施し、その結果について評価した。

環境影響調査の総合的な評価

■ 現状把握及び予測、影響の分析結果

■ 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

○大気汚染
本事業の計画施設は建屋内外に設置し、事業場内はアスファルト舗装等とし、粉じんの発生を軽減する。
よって、施設の稼動による生活環境への影響は軽微であると考えられる。
万一問題が生じた場合には、散水を行う等の必要な処置を講じる。
また、廃棄物運搬車両の走行による生活環境への影響は軽微であると考えられる。万一問題が生じた場合には、廃棄物運搬車両の走行時間の制限等の必要な措置を講じる。

○粉じん
計画施設は建屋内外に設置する。また、場内はアスファルト舗装等とし、周辺の生活環境への影響を軽減する。

○騒音
計画施設は建屋内外に設置し、騒音の発生を軽減する。
計画施設は床面コンクリート上に設置し、振動の発生を軽減する。

○振動
計画施設は床面コンクリート上に設置し、振動の発生を軽減する。

○水質汚濁
本事業による計画施設からの排水はない。
よって、施設の稼動による生活環境への影響は軽微であると考えられる。
万一問題が生じた場合には、必要な対策を講じる。

○騒音
本事業の計画施設は建屋内外に設置し、騒音の影響を軽減する。
よって、施設の稼動による生活環境への影響は軽微であると考えられるが、騒音の影響を軽減するため、必要な防音対策を講じる。
また、廃棄物運搬車両の走行による生活環境への影響は軽微であると考えられる。

○粉じん
場内の清掃を心がけ、粉じんの発生を軽減する。必要に応じて散水等も実施する。

○騒音
重機等の作業を丁寧に行い、騒音の発生を軽減する。

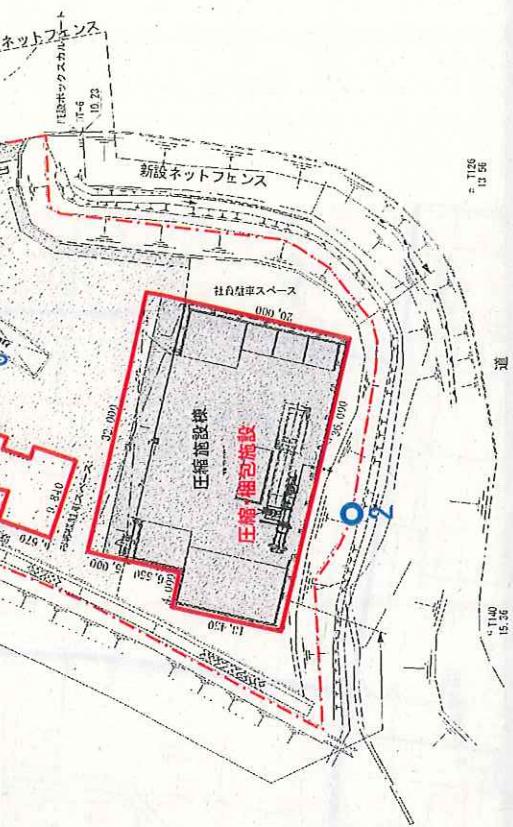
○振動
本事業の計画施設は床面コンクリート上に設置し、振動の発生を軽減する。
よって、施設の稼動による生活環境への影響は軽微であると考えられる。
万一問題が生じた場合には、防振マット等の必要な措置を講じる。
また、廃棄物運搬車両の走行による生活環境への影響は軽微であると考えられる。

○振動
万一問題が生じた場合には、廃棄物運搬車両の走行時間を制限する等の必要な措置を講じる。

○悪臭
取り扱う廃棄物に悪臭を発散するものはない。
よって、施設の稼動による生活環境への影響は軽微であると考えられる。
万一問題が生じた場合には、洗浄等の必要な措置を講じる。

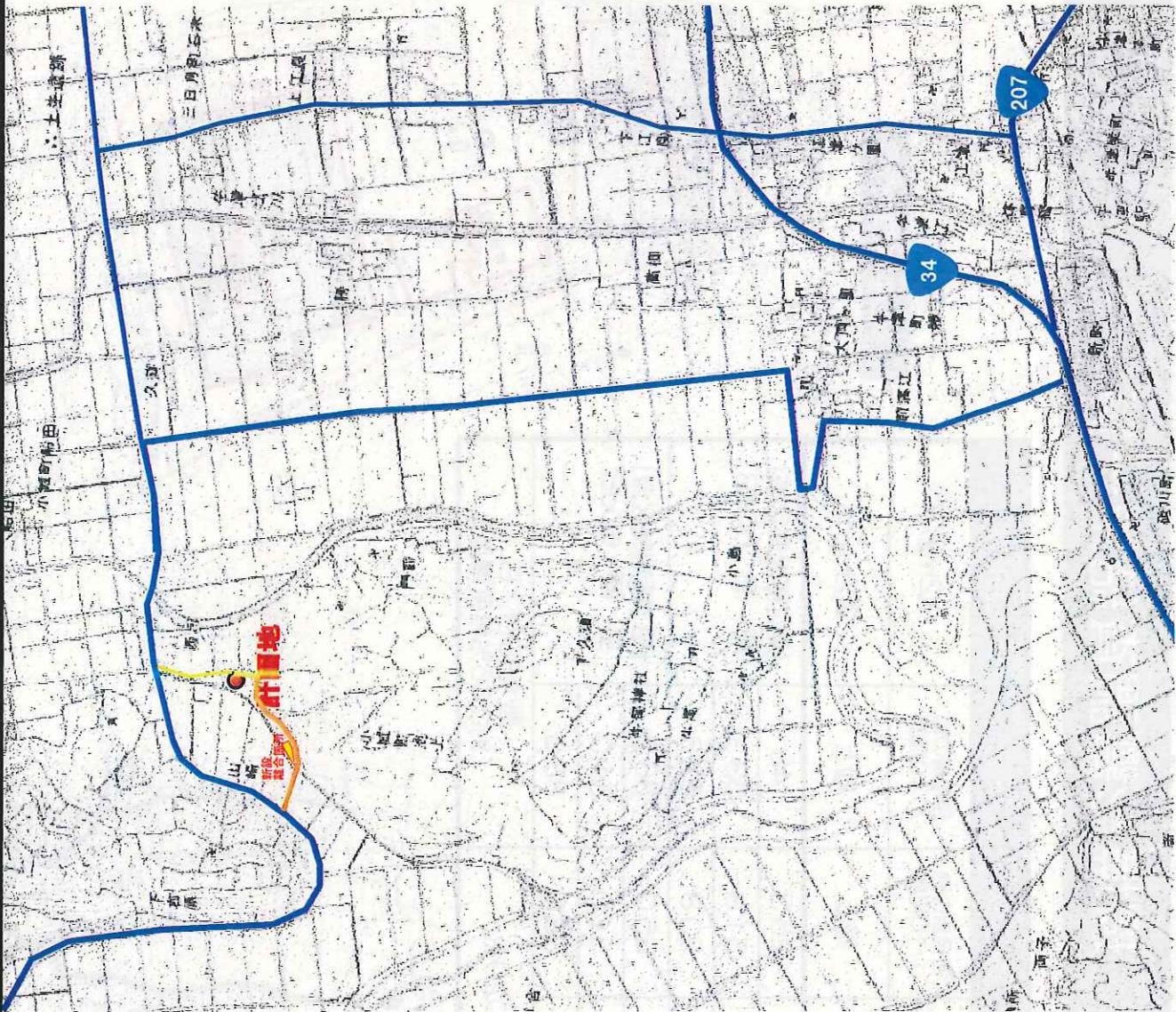
環境影響調査結果一覧

測定項目	測定地点	測定値	計算値	予測値	目標値
大気質 SPM (同業設 施参考)	風上 風下	0.02 0.03	目標値の約 1/10程度	目標値の約 1/10程度	0.2mg/m ³
騒音	1 2 3	48 48 48	25.3 51.8 50.8	48 53.3 52.6	[第2種規制区域] 昼 間 60dB
振動	1 2 3	30未満 30未満 30未満	35.0 51.0 38.0	36.2 51.0 38.6	[第1種規制区域] 昼 間 60dB
交通量 (24h)		12,029台	最大80台/日 (約0.66%程度増加)		



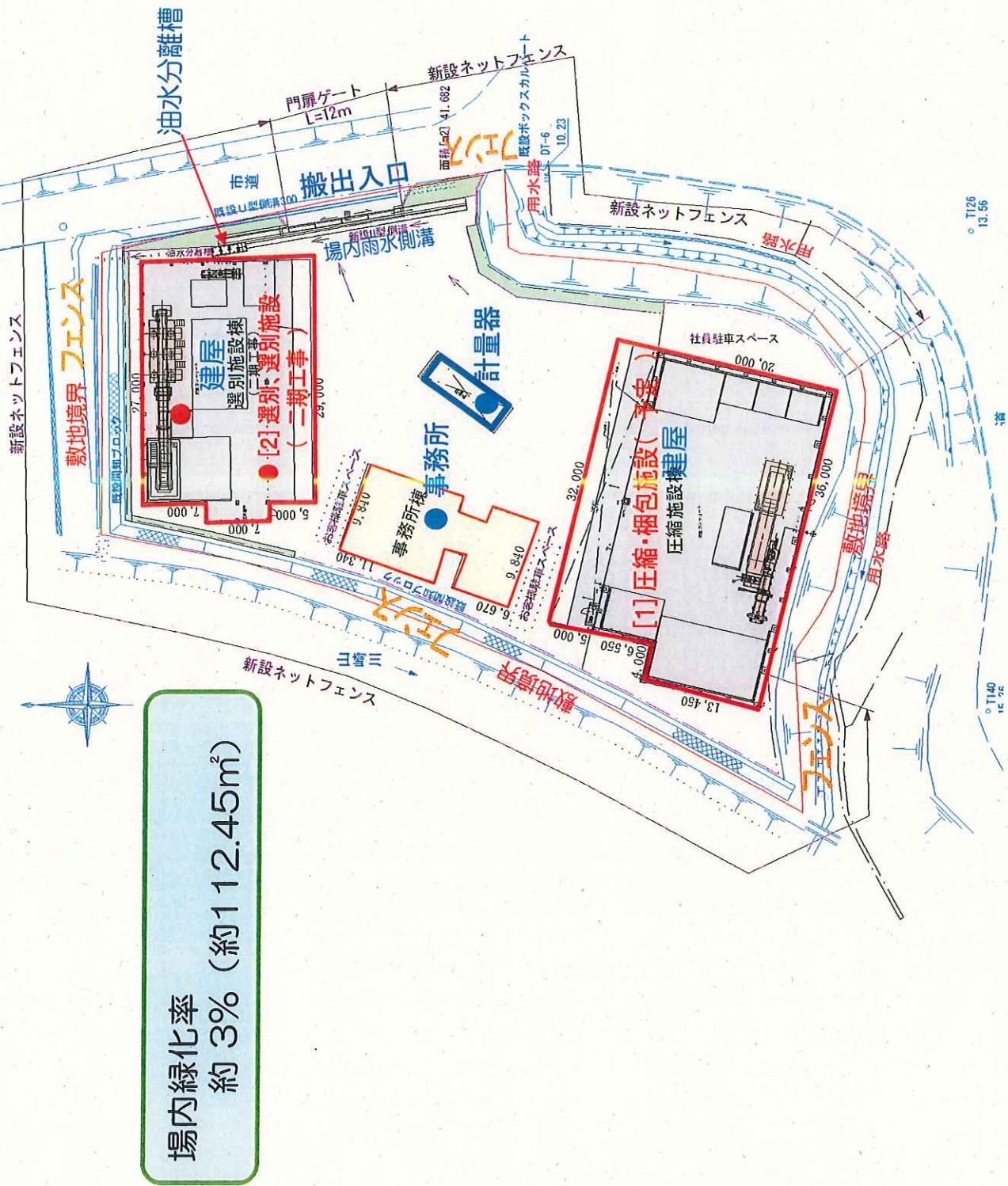
調査地点
交通量調査地点

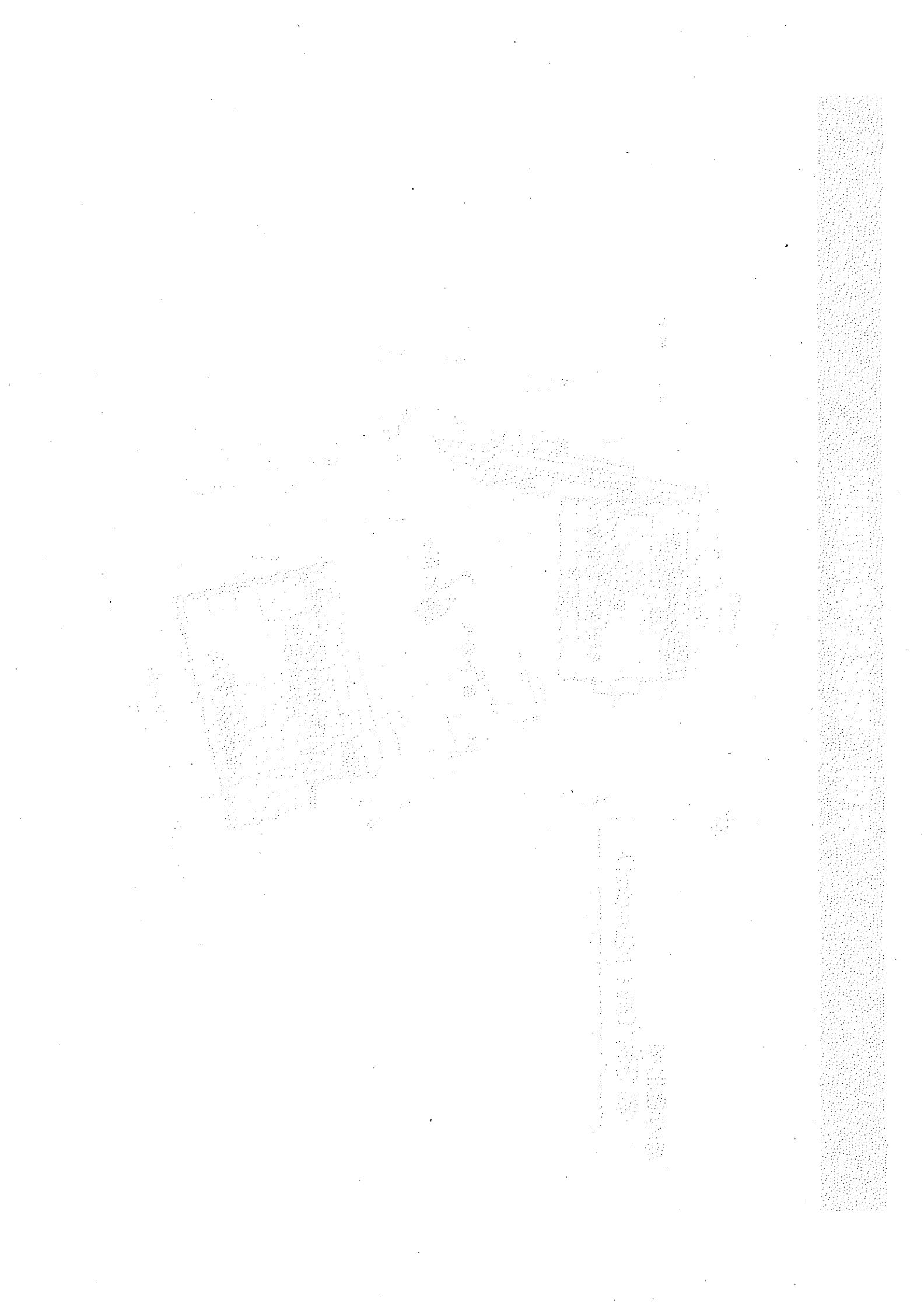
主な車輌搬出入ルート図



車輌の出入り時間
8:00 ~ 17:00予定

景観、環境配慮計画図





小城市建築基準法第 51 条ただし書き許可に係る事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 51 条ただし書きの規定による許可に対する適切な審査及び円滑な処分を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 130 条の 2 の 2 に規定する処理施設を新たに設ける場合に適用する。

(定義)

第3条 この要領における用語の意義は次に定めるものほか、法及び令の例による。

- (1) 建築主等 建築物の建築主、工作物の製造主及び代理人をいう。
- (2) 都市施設 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項に定めるものをいう。
- (3) 集落 地形、地勢、地物等からみた自然的条件及び地域住民の社会生活に係る文教、交通、利便、コミュニティ、医療等の施設利用の一体性その他からみた社会的条件に照らし独立して一體的な日常生活圏を構成していると認められるもので、おおむね 50 戸の建築物が連たんしているものをいう。
- (4) 最寄りの住居 新たに設ける処理施設の設置位置から水平距離で一番短い距離にある住宅をいう。

(事前相談)

第4条 建築主等は法第 51 条ただし書きに該当する物件を計画する場合、申請に向けて市長と事前相談を行う。

- 2 前項の相談には、次の各号に掲げるものを持参し、1 部提出する。
 - (1) 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、地積図、施設概要説明書及び設置機器設備一覧。
(以下「施設資料」という。)
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他法令において手続きが必要な場合（内容が災害の防止、都市施設の建設、文化財の保護その他公共の目的のためである場合に限る。）は、これらの手続きの進捗状況説明書。
- 3 市長は、第 1 項の規定により前項の施設資料の提出があった場合、相談施設に対し上部機関及び関係部局（以下「各課」という。）に、事前相談について意見を求めるとともに現地確認を行う。
- 4 前項により事前相談について意見を求められた各課は、所管事項について意見を述べるとともに、後日、建築主等とその意見について協議調整を行う。
- 5 建築主等は、意見の解決に向けて各課に協議調整を行い、その結果の記録を作成し、市長へ報告するものとする。
- 6 第 3 項の規定による現地確認を行う場合、建築主等は現地確認に関して協力するものとする。

(許可申請)

- 第5条 建築主等は、法第51条ただし書き許可申請書（以下「申請書」という。）の作成に当たり、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の4及び前条5項で作成した結果の記録を添付する。
- 2 申請書の提出があった場合、市長は各課に審査依頼を行い、各課は次条に基づき所管事項について審査を行う。また、必要がある場合は現地確認を行う。その場合、建築主等は現地確認に関して協力する。
 - 3 市長は、前項の審査を行った結果、補正事項等がある場合は、これを取りまとめ建築主等に交付する。
 - 4 建築主等は、前項の交付を受けた場合、補正事項等を行うため、各課と協議調整を行う。また、その結果に基づき申請図書に補正等を行う。
 - 5 市長は、各課の審査の結果、その敷地の位置が都市計画上支障がないと見込める場合で、第2項の内容を確認した場合は、都市計画審議会（以下「審議会」という。）に諮問する（産業廃棄物処理施設の佐賀県都市計画審議会で承認を受けたものは除く。）。また、その敷地の位置が都市計画上支障がある場合は、法第51条ただし書きの許可しない旨の通知書を交付する。
 - 6 市長は、審議会の答申がその敷地の位置が都市計画上支障がない旨（産業廃棄物処理施設の場合は、佐賀県都市計画審議会の答申に限る。）である場合は、法第51条ただし書きの許可通知書を交付する。
 - 7 市長は、審議会の答申が継続審議する旨の場合は、その旨と継続審議に必要な追加説明書等提出について建築主等に通知する。
 - 8 市長は、追加説明書等の提出があった場合、第2項から第6項までを準用する。その場合、許可申請書を許可申請書追加説明等と読み替える。
 - 9 市長は、審議会の答申が都市計画上支障がある旨である場合は、法第51条ただし書きの許可しない旨の通知書を交付する。

(許可基準)

- 第6条 申請の審査基準は、次項から第13項までに定めるものとする。
- 2 申請敷地の位置が上位計画の位置付けについて、次の各号に適合すること。
 - (1) 申請敷地の位置が、小城市的土地利用方針の配置と整合が図れていること。
 - (2) 都市施設の配置と整合が図れていること。
 - 3 申請敷地の位置から集落、学校、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、図書館、社会福祉施設、保育園等その他これらに類する施設（以下「学校等施設」という。）から100m以上離れていること。ただし、前記施設との間に、幹線道路（幅員20m以上、かつ、4車線以上の道路）等、鉄道施設又は大規模の工場等があり、公害防止上支障がない場合は、この限りでない。また、周辺地域への環境影響の抑制又は排除の処置を行う場合で、市長が認めたものはこの限りでない。
 - 4 申請敷地の位置が他の法令等の制限を受けている区域内（制限内容が災害の防止、都市施設の建設、文化財の保護その他公共の目的のためである場合に限る。）に敷地の全部又は一部が含まれないこと。ただし、他の法令等でその制限の緩和等の基準に適合することにより、実質立地等の制限

を受けない場合はこの限りでない。

5 申請敷地の主たる搬入搬出口が面する道路は、次の各号に適合すること。

- (1) 法第42条第1項に該当する道路で幅員6m以上であること。
- (2) 申請敷地に処理物資等を搬入し、又は搬出する際に通行する道路沿道の生活環境に著しい影響や当該道路の交通に支障を与えないこと。

6 申請敷地の出入口は、次の各号に適合すること。ただし、申請敷地から車両の出入に際し、交通上の安全を確保する処置を行う場合で、市長が認めたものはこの限りでない。

- (1) 交差点又は曲がり角から5m以内の道路又は急坂の道路に面してはならない。
- (2) 停留所、安全地帯、横断歩道（横断歩道橋を含む。）、橋又は踏切から10m以内の道路上に面してはならない。

7 申請敷地の規模は、次に掲げる事項に適合すること。

- (1) 施設内の業務、将来の増築、改築及び設備更新が円滑に行える規模であること。

8 申請敷地には周囲との緩衝帯を兼ねた緑化を行うこと。この場合の緑地面積は、敷地面積の3%以上とする。ただし、申請敷地周辺の状況により、敷地面積に対する緑地の割合を減らして緑地を設置する場合で、市長が認めたものはこの限りでない。

9 申請敷地から法第42条第1項に該当する道路で幅員8m以上ある主要な道路までの経路は、次に掲げる事項に適合すること。

- (1) 経路に通学路がある場合は、相当の区間が重複しないこと。ただし、通学路を設定しているものと協議し対策を行う場合で、市長が認めたものはこの限りでない。

10 申請施設設置による交通量増加の対策として、交通渋滞の防止に十分配慮すること。

11 申請敷地設置による環境の保全については、次の各号に適合すること。

- (1) 騒音について、最寄りの住居において50dB以下をクリアすること。
- (2) 振動について、最寄りの住居において60dB以下をクリアすること。

12 申請敷地の衛生及び安全について、法第19条に適合すること。

13 申請敷地の位置から直線距離で200m以内の居住者及びその居住者が属する自治会等の代表者並びに建築物の所有者に対し、計画内容について十分理解が得られるよう、説明会等で説明を行うこと。ただし、他法令、条例等に基づき関係地域住民に対する周知又は説明会の開催を行った場合は、この限りでない。なお、説明会等で説明を行った内容及び意見、その対応等記録した書面を添付すること。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、市長と申請者が協議のうえで決定するものとする。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成29年8月23日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日の前日までに、法第51条ただし書きの許可申請がなされた物件は、従前による。

小城市建築基準法第51条ただし書き許可に係る事務処理要領

項目・基準	小城市
事前相談	○
学校、病院、保育園ほか施設からの距離	100m
接道の幅員	6m
交通安全上の配慮	○ 交差点5m 横断歩道、踏切10m
申請敷地の規模	全て
緑化	敷地面積の3%
騒音	50dB
振動	60dB
自治会等への説明（会）	○
(説明が必要な条件)	200m以内居住者
周辺住宅までの距離	その自治会等の代表者 建築物の所有者

許可申請理由書

平成29年10月22日

佐賀県小城市小城町池上1361番地

株式会社 平成開発

代表取締役 久保 直行

弊社は、平成4年5月に佐賀県小城市小城町池上1361番地を本社として、有限会社平成開発を設立し、平成5年3月には佐賀県多久市南多久大字長尾1768番6外に多久営業所リサイクルセンターを開所させ、廃棄物収集運搬、処理、処分及び有価物回収事業を営んでおります。

近年、資源循環型社会への移行が急速に進行する中で、資源化可能な取り扱い品目の種類と量が増加傾向にあります。これは、収集・回収方法も、各地域の社会的ニーズや様々な新しい法律の規定により急速に変化しており、家庭においても分別リサイクルが浸透し始め、企業においてもISO14001などの環境マネジメントシステムへの取組みに加え、今や企業の社会的責任（CSR）を問われる時代となり、廃棄物の合理的で適正な処理に対する要求やリサイクル資源の需要増加が激しくなっていることが要因の一つと考えられます。さらに昨今国内でも多発している自然災害においても、地域の早期復旧のため、発生する震災廃棄物に対し適正でスピーディーな処理に加え、リサイクル率を考慮した処理を求められているのが現状です。このような社会の要求に対し、弊社はこれに応える社会的使命を強く感じています。

弊社もこれまで、地域に貢献すべく時代のニーズに合わせ進化してきましたが、前述の社会の要求に加え、既存本社事務所及び駐車場も手狭となり、さらに本社を置く地元の高齢化、過疎化など、今後の将来を見込んだ事業計画が求められることより、この度、現在資材置場とし利用している計画地に、本社移転及びリサイクル施設整備計画を立案することになりました。

今回の計画は中・長期的な見通しによる本社移転を含めた施設整備計画であり、これにより本社、車両の駐車場の確保並びに地域から発生する金属くず、木くず、古紙、ビン・缶・ペットボトル、廃プラスチック類などの有価物、専ら物、廃棄物のリサイクル化、再生資源化が図れる施設整備計画です。

また、周辺環境対策など、十分に配慮した計画としています。

小城市建築基準法第 51 条ただし書き許可に係る事務処理要領への対応一覧

No.	項目・基準	小城市	対 応
1	事前相談	(1) 付近見取図、配電図、各階平面図、立面図、地割図、施設概要説明書及び設備機器設備一覧。 (2) 廉潔法及びその他法令において手続きが必要な場合（内容が災害の防止、都市施設の建設、文化財の保護その他公共の目的のためである場合に限る。）は、これらの手続きが該当する。 建築主等は、法第 51 条ただし書き許可申請書（以下「申請書」という。）の作成に当たり、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 4 及び前条 5 項で作成した結果の記録を添付する。	事前相談資料のとおり。
2	学校、病院、保育園ほか、施設からの距離	申請敷地の位置から無落、学校、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、図書館、社会福祉施設、保健園等その他これらに類似する施設（以下「学校等施設」という。）から 100m 以上離れていること。ただし、斯記施設との間に、幹線道路（幅員 20m 以上かつ、4 車線以上の道路）等、鉄道施設又は大規模の工場等があり、公害防止上支障がない場合は、この限りでない。また、周辺地域への環境影響の抑制又は排除の処置を行なう場合は、市長が認めたものはこの限りでない。	申請敷地前面市道幅員は 50 戸以上の既存築造、学校、保健園等その他学校施設等が 100m 以上離れている。（位置図、都市計画図参照。）
3	接道の幅員	申請敷地の主たる搬入搬出ロードが面する道路は、次の各号に適合すること。 (1) 法第 42 条第 1 項に該当する道路で幅員 6 m 以上であること。 (2) 申請敷地に處理物資等を搬入し、又は搬出する際に通行する道路沿道に着しい影響や当該道路の交通に支障を与えないこと。	市道は幅員約 4.6m～6.1m。敷地前面市道幅員は 6.5m～7 m。現地確認。難合でできる箇所があり、見通しも良く地元様先ほどここで問題なし。
4	交通安全上の配慮	申請敷地の出入口は、次の各号に適合すること。ただし、申請敷地から車両の出入に際し、交通事故の安全を確保する処置を行なう場合は、市民が認めたものはこの限りでない。 (1) 交差点又は曲がり角から 5 m 以内の道路又は急坂の道路に面してはならない。 (2) 停留所、安全地带、横断歩道（横断歩道橋を含む。）、橋又は踏切から 10 m 以内の道路に面してはならない。 申請敷地から法第 42 条第 1 項に該当する道路で幅員 8 m 以上ある主要な道路までの距離は、次に掲げる事項に適合すること。 (1) 緑路に通学路がある場合は、相当の区間が重複しないこと。ただし、通学路を設定しているものと協議し対策を行う場合は、市民が認めたものはこの限りでない。	申請敷地を設けた場合は、市長が認めたものと協議し対策を行う場合は、市民が認めたものはこの限りでない。 該当なし。 該当なし。 該当なし。 該当なし。 該当なし。
5	申請敷地の規模	申請敷地による交通量増加の対策として、交通渋滞の防止に十分配慮すること。	本事業計画のする搬出入口数は、使用する県道多久牛津線の交通量の約 0.66%程度であり、日変動の範囲内と考えられるため本事業による影響はほとんどない。
6	緑化	(1) 施設内の業務、将来の増築、改築及び設備更新が円滑に行える規模であること。 申請敷地には周囲との緩衝帯を兼ねた緑化を行うこと。この場合の緑地面積は、敷地面積の 3 % 以上とする。ただし、申請敷地周辺の状況により、敷地面積に対する緑地の割合を減らして緑地を設置する場合で、市民が認めたものはこの限りでない。	申請敷地周囲による緑地の保全については、次の各号に適合すること。 (1) 風音について、最寄りの生居において 50dB 以下をクリアすること。 (2) 振動について、最寄りの生居において 60dB 以下をクリアすること。
7	騒音、振動	申請敷地の衛生及び安全	申請敷地の位置から直線距離で 200m 以内の居住者及びその居住者が属する自治会等の代表者並びに被騒音の所有者に対し、計画内容について十分理解が得られるよう、説明会等で説明を行うこと。ただし、他法令、条例等に基づき関係地域住民に対する周知又は説明会の開催を行なった場合は、この限りでない。なお、説明会等で説明を行なった内容及び意見、その対応等記録した書面を添付すること。
8	申請敷地の衛生及び安全	申請敷地の衛生及び安全について、法第 19 条に適合すること。	該当なし。
9	自治会等への説明（会） (説明が必要な条件) 周辺住宅までの距離	申請敷地の位置から直線距離で 200m 以内の居住者及びその居住者が属する自治会等の代表者並びに被騒音の所有者に対し、計画内容について十分理解が得られるよう、説明会等で説明を行うこと。ただし、他法令、条例等に基づき関係地域住民に対する周知又は説明会の開催を行なった場合は、この限りでない。なお、説明会等で説明を行なった内容及び意見、その対応等記録した書面を添付すること。	該当なし。

No.4対応の赤字部分については後日、教育委員会教育総務課へ説明（H29.10.3）
No.9対応の赤字部分については後日、周囲 200m の範囲で説明（H29.9.29～H29.10.5）

平成 29 年 9 月 12 日作成

